

# 介護保険サービス 総合事業

## 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
訪問型独自サービスⅠ（1月につき）	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者（事業対象者・要支援1）	11,720円/月	1,172円	2,344円
訪問型独自サービスⅡ（1月につき）	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者（事業対象者・要支援1）	23,420円/月	2,342円	4,684円
訪問型独自サービスⅢ（1月につき）	週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者（要支援2）	37,150円/月	3,715円	7,430円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担 (1割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	所定単位数の13.7%	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員等の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	所定単位数の6.3%	